

□研究会 Seminar

〈研究会〉

From “Yellow Peril” to “Model Minority”: Japanese Americans and Racial Ideology in U.S. History

講演者：Scott Kurashige（ミシガン大学准教授）

司会：阿部珠理（立教大学教授・アメリカ研究所所長）

日時：2010年6月12日（土）15:00-16:30

会場：立教大学池袋キャンパス 14号館 D302 教室

〈研究会〉

公有地におけるアメリカ・インディアンの聖地保護と合衆国憲法修正第1条

講演者：藤田尚則（創価大学法科大学院教授）

司会：阿部珠理（立教大学教授・アメリカ研究所所長）

日時：2010年12月4日（土）15:00-17:00

会場：立教大学池袋キャンパス 11号館 A201 教室

立教大学アメリカ研究所は2010年6月にミシガン大学のスコット・クラシゲ氏を招き、20世紀に「黄禍」から「モデル・マイノリティ」へと急激なイメージの変化を経験した日系アメリカ人の歴史をめぐる研究会を開催した。クラシゲ氏は、まず「黄禍」の例として1920年代にロサンゼルス（LA）郊外へと移り住んだ日系一世が近隣の白人家主達から「侵入（invasion）」と見做され迫害を受けていたことを、いくつかの写真を用いて紹介した。その後、この「黄禍」イメージは真珠湾攻撃後に最高潮に達し、日系人の強制収容は「常識」としてLAの指導者らによって積極的に推し進められたが、この動きに対する批判は日系人以外からも上がり、特にノーベル文学賞受賞者であるパール・バックの議論が詳しく論じられた。また反日論者は長い間カリフォルニアが日系人に侵略されると警告してきたが、実際には200万人ものアメリカ軍が戦後7年近くに渡り日本を占領した。またその占領期にアメリカ型の生活様式に適応した日本の姿が、アメリカ国内の日系人の環境にも大きな影響を与えたことが示された。またアメリカの外交政策がアジアの国々を「good」と「bad」に峻別し、日本を反共「自由世界」に属する盟友と位置付け、戦後のニュース報道が日米の主従関係を伝えたことで、日系人への敵意が消え失せたことも一因となり、急激に日系人のイメージは「黄禍」から「モデル・マイノリティ」へと変化を遂げたことを概説した。そして戦後のアメリカでは戦場で軍功を上げた日系二世の活躍も取り上げられ、日系人の他に類を見ないサクセス・ストーリーが称えられることとなるが、この「成功」はアメリカ例外主義や自由な個人主義といったアメリカ特有のイデオロ

ギーを正当化する目的のもとに喧伝されており、実質的にはアメリカを機会の地、人種差別に打ち勝つ国という公式な物語を強化することになったと指摘した。

続いてクランゲ氏は1960年代後半に進んだアジア系アメリカ人研究の分野では「モデル・マイノリティ」神話が激しく非難されたことを紹介した。例えば日系アメリカ人の「成功」というイメージが流布したことで、他の有色人種のコミュニティの過小評価や意図的な歪曲、誇張につながったとの批判を挙げた。そして日系アメリカ人の「モデル・マイノリティ」イメージは、戦後期の3つの前提の上に構築されていたとの見解を示した。その第一の前提として、アメリカは冷戦構造下における世界的な覇権争いの只中におり、反共論の観点から日本をアジアにおける「自由の防波堤」にする必要があったことを挙げた。第二に「モデル・マイノリティ」イメージは過去の植民、奴隷制の歴史を覆い隠し、非白人の白人主流派への同化・統合の手段として用いられていたことを解説した。そして第三にアメリカにおける経済成長が白人中流層の急激な拡大を引き起こし、郊外に多くの職や住居が作られるに従い、日系人は他の黒人やラティーノといった有色人種よりも許容できる存在として受け入れられ、その代わり白人は憎しみの対象を黒人へとシフトしたことを指摘した。

クランゲ氏は最後にアメリカの現状を概観し、アメリカの覇権が弱体化したことや白人がすでに絶対的な多数派ではなくなったこと、そしてアメリカ経済が縮小しつつあることなどを挙げ、かつての前提の崩壊を明らかにした。そして現在アメリカで目にできるのは白人中流層からの反動であると指摘し、ティーパーティー運動に見られる動きに警鐘を鳴らした。

講演後には質疑応答も行われ、発表内容に対してフロアから多くの質問やコメントが寄せられた。

2010年12月には、日本におけるアメリカ・インディアン法研究の第一人者である藤田尚則氏（創価大学法科大学院教授）をお招きし、研究会を開催した。この研究会で藤田氏は、公有地に位置するアメリカ・インディアンの聖地保護をめぐる論争において、合衆国憲法修正第1条にいう「宗教の自由な活動条項」と「国教樹立禁止条項」が衝突することを多くの判例をもとに解説した。その対立構図は、一方には聖地が開発されると信教の自由を侵害されるとしてアメリカ・インディアン側から提起される訴訟があり、もう一方には聖地を保護する政策が政教分離の原則に抵触するとして開発業者等から提起される訴訟があるというものである。

これらの合憲性を判断する場合には基準が必要であるが、まず「宗教の自由な活動条項」に関しては、公権力の規制がやむにやまれぬ公益を目的としていて、手段が必要最小限度のものであることを要求する厳格審査基準が1960年代に確立され、適用されてきたことを論じ、1988年のLyng判決が転換点となり、審査基準が非常に緩やかに解釈され、信教の自由に対して配慮しない判決が下るようになったと、

その歴史の流れを概説した。「国教樹立禁止条項」については、レモン・テストやエンドースメント・テストといった判断基準について検討を加えた。

続いて藤田氏は、連邦政府によるアメリカ・インディアンの宗教保護立法の歴史について振り返った。まず「宗教的実践を保護し、保存することが合衆国の政策とされなければならない」と定めた1978年のアメリカ・インディアン信教自由法は、後の判決で「単なる声明」と見做され、法的効果が認められていないと指摘し、その後のLyng判決は合衆国議会に対してより大きな立法上の保護政策を採る必要性を意識させる結果を招き、様々な法律がインディアンの宗教や文化を保護する目的で制定・改正されたことを、実際の法案に目を配りながら解説した。しかしこれらの新たに制定された法案・決議の多くはアメリカ・インディアンとの協議を要請しているだけであり、これらを根拠に訴訟を起こすことはできないものであったと指摘した。

最後に藤田氏は、国教禁止条項の違反にはならないで連邦政府が聖地保護に関して一定の便宜を供与することが合憲となる根拠として3つの判例を挙げ、宗教の自由な活動条項と国教禁止条項の衝突を克服する可能性を提示した。

講演に引き続き行われた質疑応答では、1時間にわたり活発な議論が展開された。例えば司法府と行政府・立法府の間に対応の違いが見られるとの指摘に対して藤田氏は、連邦最高裁は少数者の宗教に対して非寛容になってきており、保守化傾向が認められるとした上で、政府や議会の対応は人権団体や宗教団体によるロビー活動の影響が見られるとした。そしてアメリカ・インディアンの聖地が宗教上の理由ではなく文化的・歴史的理由に基づいて保護に値するという議論に対しては、藤田氏と参加者双方から検討が加えられた。

クラシゲ氏と藤田氏から今回の講演をもとに寄稿していただいた文章を以下に掲載する。

(文責：奥村理央)